<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">燃料油脂等関係カタログ製品</td><td colspan="2">C&LPS－P00007－8</td></tr>
<tr><td>大臣承認</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>昭和４６年１２月２０日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成１３年　３月１９日</td></tr>
<tr><td>平成１９年　４月　９日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補　給　本　部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で使用する燃料油脂等（以下，“油脂等”という。）及び同関係機器（以下，“機器”という。）のうち，市販のカタログ製品（以下，“製品”という。）の調達について規定する。

1.2　調達品目・数量

調達品目及び数量は，調達品目表による。

1.3　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS－Y00007によるほか，次による。

1.3.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって，当該製造会社名等と品名，形式等を指定することにより，製品の品質，形状，性能その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

C&LPS－P00001　燃料油脂類等容器の標識及び包装の表示共通仕様書

C&LPS－Y00007　調達品等一般共通仕様書

b)　**その他**

Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－８５－３　航空装備品等の包装

2　製品に関する要求

製品に関する要求は，調達品目表に指示するほか，次による。

2.1　一般事項

この仕様書で調達される製品は，製造会社の規定する仕様及び社内規格により，十分な機能性能を有し，その品質が保証されたものでなければならない。

2.2　構造・形状・寸法・質量

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.3　機能・性能

機能及び性能は，製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.4　塗装

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.5　製品の表示

製品の表示は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７による。

3　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4　出荷条件

4.1　包装

調達品目表に規定する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の表示

調達品目表に規定する場合を除き，次による。

4.2.1　油脂等

油脂等は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｐ０００００１による。

4.2.2　機器

機器は，Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－８５－３による。

5　その他の指示

5.1　提出書類

提出書類は，調達品目表に規定する場合を除き，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７に基づき，次の書類を提出するものとする。

a)　類別原資料

b)　取扱説明書

5.2　附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達品目表に規定する場合を除き，製造会社の標準品とする。

品　　名	燃料油脂等関係カタログ製品

5.3　設置・調整

調達品目について，設置及び調整が必要な場合は，調達品目表により指示する。

5.4　仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は，契約担当官等を通じて調達要求元と協議するものとする。